

一戸町分別収集計画 (第11期)

令和8年度を始期とする5ヵ年計画

令和7年9月

一戸町

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みと算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6

一戸町分別収集計画（第 11 期）

令和 7 年 9 月策定

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場で役割を認識し、履行していくことが重要である。

年々増加する廃棄物処理への対応は困難なものとなっており、焼却処理能力を越える実態となっていることから、ごみの減量化は急務となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、焼却量及び最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物処理の円滑な運営と、廃棄物処理施設の延命化を図り、循環型社会の形成を推進するものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本方針を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- (3) 分別収集の徹底による資源再利用システムの確立
- (4) 環境教育の充実

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：トン

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
容器包装廃棄物	747	727	706	687	668

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者、再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図っていくものとする。

今後、より効果的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、所要の調査を行い町民、事業者の分別収集に対する意見を積極的に反映させるものとする。

また、廃棄物の減量化のため各地区衛生班や子供会育成会、その他団体等による資源リサイクル活動を推進する。

(1) 教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場において副読本等を活用した教育や、ごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、町民、事業者に対してごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の増大等ごみ処理の厳しい現状について情報を提供し認識を深める。また、ごみ排出抑制、分別、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

大規模小売店舗を始めとした小売店舗での包装の簡素化を推進する。また、買い物袋、買い物カゴの持参運動を推進する。

(3) 資源リサイクル活動の推進

町内会など地域団体等による資源ごみ回収を支援する。また、リターナブル容器、再生産資源を原材料として使用した製品の積極的な利用を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆ等の調味料を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色発泡スチロール製食品トレイ （以下白色トレイと表記）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装※

※ 白色トレイ以外のプラスチック容器包装の分別収集について、本期計画期間中に実施を検討するもの。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：トン

分別収集する容器包装の種類	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器 （独自処理）	20.2		19.6		19.1		18.6		18.1	
主としてアルミ製の容器 （独自処理）	19.3		18.8		18.3		17.8		17.3	
無色のガラス製容器	20.6		20.0		19.4		18.9		18.4	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
	20.6	0	20.0	0	19.4	0	18.9	0	18.4	0
茶色のガラス製容器	32.0		31.1		30.2		29.4		28.6	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
	32.0	0	31.1	0	30.2	0	29.4	0	28.6	0
その他の色のガラス製容器	13.3		12.9		12.5		12.2		11.9	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
	13.3	0	12.9	0	12.5	0	12.2	0	11.9	0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの （アルミニウムが利用されているものを除く。）（独自処理）	0.3		0.3		0.3		0.3		0.3	
主として段ボール製の容器 （独自処理）	89.0		86.5		84.1		81.8		79.5	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等調味料を充てんするためのもの	47.2		45.9		44.6		43.4		42.2	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
	47.2	0	45.9	0	44.6	0	43.4	0	42.2	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	3.5		3.4		3.3		3.2		3.1	
	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
	3.5	0	3.4	0	3.3	0	3.2	0	3.1	0
うち白色トレイ （引渡）	3.5		3.4		3.3		3.2		3.1	

※「その他プラ製容器包装」については、現在分別収集を行っていないが、資源循環社会構築の観点から本期計画期間中の収集実施を検討するものである。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みと算定方法

$$\begin{aligned} & \text{特定分別基準適合物等の量の及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み} \\ & = \text{直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率} \end{aligned}$$

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
10,198人	9,915人 (対前年度比) 97.2%	9,639人 (対前年度比) 97.2%	9,371人 (対前年度比) 97.2%	9,111人 (対前年度比) 97.2%

※ 人口推計値：令和6年度の人口と人口変動率により推計

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

収集場所は各町内会等が管理運営し、各世帯から分別して出されるごみの整理を行う。

町内会や子供会などが取り組んでいる集団回収に対する支援を継続して実施する。

容器包装廃棄物の分別区分ごとの分別収集実施者は次のとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール缶	缶	町による定期収集 集団回収	一部事務組合 ストックヤード
	アルミ缶			
びん	無色ガラスびん	ガラスびん	町による定期収集 集団回収	一部事務組合 ストックヤード
	茶色ガラスびん			
	その他ガラスびん			
プラ スチ ック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	一部事務組合 ストックヤード
	白色発泡スチロール	白色トレイ		
	その他プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	今後検討するもの。	
紙	紙パック	紙パック	町による定期収集 集団回収	一部事務組合 ストックヤード
	段ボール	段ボール		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に関わる廃棄物は、二戸地区広域行政事務組合の二戸地区クリーンセンターで選別、圧縮、保管をする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	選別・保管等段階
缶	スチール缶	缶	指定袋	2 t ダンプ車 2 t パッカー車	一部事務組合 ストックヤード
	アルミ缶				
びん	無色ガラスびん	ガラスびん	指定袋	3 t ダンプ車	一部事務組合 ストックヤード
	茶色ガラスびん				
	その他ガラスびん				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	指定袋	2 t トラック	一部事務組合 ストックヤード
	白色トレイ	白色トレイ			
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	今後検討するもの。		
紙	紙パック	紙パック	縛る (指定袋)	2 t トラック	一部事務組合 ストックヤード
	段ボール	段ボール			